農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

令和4年5月

士幌町

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
 - 1 士幌町農業の概況
 - 2 士幌町農業の現状と課題
 - 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組
 - 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
- 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 - 1 営農類型(個別経営体)
- 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 利用権設定等促進事業に関する事項
 - 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- 第7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 士幌町農業の概況

士幌町は、十勝平野の中心より北に位置し、東西 25.6km、南北 17.1 km、総面積 259.19k ㎡を有し、1級河川音更川両岸に広がる平坦な台地を中心とした土地と、居辺川を挟んだ数段の丘陵からなる土地に大別され、気候は大陸性のため夏冬及び昼夜の寒暖の差が大きく、数年に一度の冷災害に見舞われているが品種改良、栽培方法の改良・改善並びに耐冷作物への転換が進み被災状況も軽減されている。

戦後開拓行政の推進や町、農業委員会、農業協同組合の協力体制により離農跡地、開発可能地の先行取得を行い、農地等交換分合事業、農地保有合理化促進事業、農地適正化斡旋事業等により適正配分を実施したため、民有地における開発可能地の大半は農用地となっており、土地の利用状況は全体の約6割が農用地で農用地面積の比率は高く、営農類型ごとに大型化・機械化された専門経営が主体をなしているが、土壌は大半が湿性火山灰土で覆われているため、耕土改良、排水整備が不可欠であり土地改良事業を実施している。

(1) 本町農家戸数及び主要畑作物作付面積の推移

本町農家戸数(平成28年度~令和2年度)

(単位:戸)

	R2	R1	H30	H29	H28
農家戸数	360	364	365	367	373

(士幌町産業振興課調べ)

主要畑作物の作付動向

(単位: ha、kg/10a)

			馬鈴しょ	てん菜	大 豆	小 豆	菜豆	小麦	スイートコーン
令	和	2年	2,104	2,090	631	931	370	2,272	623
令	和	1年	2,125	2,100	763	849	356	2,310	634
平	成	30年	2,167	2,120	770	762	391	2,300	641
平	成	29年	2,229	2,150	775	652	419	2,360	599
平	成	28年	2,140	2,190	826	549	548	2,380	602

(士幌町産業振興課調べ)

本町の農家戸数は、令和2年度で360戸となっており、年々減少傾向が続いている。

農家戸数減少の要因としては、農業従事者高齢化、担い手不足(後継者)、労働力不足等が挙げられ、 担い手確保や育成等が重要な課題となっている。

農作物作付面積は、畑作4品目(馬鈴しょ、小麦、てん菜、豆類/スイートコーン)を主体としており、畑作4品目の作付面積は、約2,000haを超えており、輪作体系の確立はもちろん、畜産農家との連携による堆肥提供と畑作農家の小麦(麦わら)による牛の敷料提供など、町内循環型の農業を展開する。

(2) 家畜飼養動向の推移

家畜飼養頭数 (単位:頭)

家畜の区分	R2	R1	H30	H29	H28
乳 牛	20,007	19,662	19,904	18,971	18,651
ホール 雄	42,445	35,236	33,994	34,942	33,236
肉 用 種 (F1)	15,216	23,683	20,307	19,634	20,502
黒 毛 和 牛	1,338	1,729	1,367	1,273	910
馬	35	35	51	62	64

家畜の飼養動向について、「乳牛」の頭数は令和2年で20,007頭であり、平均値(H27~R1)で推移。また、「肉用牛」については、令和2年度で58,999頭であり、増加傾向で推移している。

2 士幌町農業の現状と課題

本町の農業は、寒冷地畑作に適した根菜類、小麦の作付けと畜産(酪農・肉牛)の伸長により、十勝地方の農業先進地として発展してきたところである。

農業を取り巻く情勢は、日米貿易協定が発効し、牛肉などは発効と同時にTPPと同水準まで関税を削減するなど、TPP、日欧EPAに続く大型協定となり、国際的な貿易交渉は目まぐるしい早さで進められている。こうした中で、本町農業の持続的な発展を図るためには、需給動向を踏まえた計画的な作付け、生産コストの低減、さらには食の安全・安心の確保など、消費者及び実需者のニーズに応えていくとともに、環境負荷の軽減など環境と調和のとれた農業生産により、消費者等の信頼を得ていく取り組みが必要である。このため、足腰の強い農業・農業者の育成を図るべく、各種町単独事業の継続的な実施及び各種補助事業の積極的な活用をはじめ、施設等整備に対する長期低利子融資制度の活用、関係機関と連携した各種施策の推進など農業の振興を図る。

さらに、令和2年3月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)が 閣議決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農 業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を両輪として農業・農村政策を展開することが示される なかで、農業をめぐる情勢の変化と課題に対してより一層の危機感を持って取り組むことが重要であ る。

本町においても少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数(担い手)が不足しているなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、生産基盤が脆弱化することが危惧される。これら課題に対応するため、基本計画の基本理念に即し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、人口減少に伴う担い手、労働力不足による産業競争力の低下や活力低下を打開するためには、ロボット、AI、ICT、IOTなど社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術の導入が必須となり、ドローンや GPS 自動操舵システムを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入った今こそ、その社会実装を強力に推進する必要がある。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革を実現することが不可欠であることから、本町農業関係機関で構成されている「土幌町農業振興対策本部」及び「土幌町農業再生協議会」の活動の充実と意識共有を図ることで、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート

農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応、地元農家のニーズなどの環境対策等を総合的に推進し、生産者への速やかな指導・普及の推進、全農家に網羅されている情報システムの一層の活用により、生産コストの低減、農畜産物の安定生産、品質向上、市場流通の適正化に努める。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

農業経営の着実な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積と経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね 440 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,800 ~ 2,000 時間程度

この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。

(1) 営農支援等の推進

「士幌町農業再生協議会」及び「士幌町農業振興対策本部」が中心となって、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関との連携の下で濃密な指導を行うための体制をより強化し、営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の方向性について選択判断を行うこと等により、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導するとともに、農業経営改善計画認定後のフォローアップ活動、認定期間満了者の再認定並びに認定志向農業者への農業経営改善計画の作成支援等の取組を強化する。

(2)農用地利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるとともに、生産性の向上を図るため、農業委員会の実施する交換分合事業や農地中間管理事業の活用によるほ場の集団化及び大区画化を図り、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(3)農業基盤の整備

生産性の向上と経営基盤の強化を図るため、国営・道営土地改良事業や町単独の小規模土地改良事業を推進するとともに、農用地の排水整備については、関係流域町と連携を図りながら進める。

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、多様な経営体の育成と効率的かつ安定的な農業経営を補完し得る酪農ヘルパーやコントラクターなどの経営支援組織の活用、TMRセンターへの支援など、地域農業のシステム化、スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した

生産技術を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指すとともに、「家畜排せつ物の管理 の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機性 資源としての有効利用による健康な土づくりとクリーン農業を促進する。

(4) 担い手(後継者)育成と確保、労働力不足への対応(新設)

担い手の不足が将来懸念されるため、生きがいのある職業としての農業を選択し得る経営・生活環境を整備するとともに、農村花嫁対策として、担い手相談員や農業担い手支援協議会を組織し活動しており、農業者の意識改革とともに受け入れるための条件・環境整備を推進している。

また、新規就農者の確保には魅力ある労働環境が重要であり、労働時間に見合った一定水準の所得保障や休日の取得、作業の安全性の確保等と、今後の農業後継者には親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得の確保促進等、農外からの新規参入希望者に対する円滑な就農等、また農福連携や特定技能制度における外国人材の活用など、それぞれのニーズに応じた体制整備とともに、制度資金の円滑な融通や将来の地域農業を担う創造力豊かな人材の育成を推進する。

(5) 農業経営の安定化と多角化の推進

農畜産物の価格が低迷している中で農業所得の確保や経営の安定化を図るには、経営規模拡大だけではなく、農産加工や直接販売、観光などの経営多角化等の6次産業化の取組や、有機・無農薬等の差別化による販売強化など経営戦略の転換が求められている。

しかし、高齢化や離農の進行により地域や家族内においても労働力が不足し、思い切った経営展開は望めないため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

士幌町の令和2年度の新規就農者は9人であるが、従来からの基幹作物である馬鈴しょや小麦等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
- (1) に掲げる状況を踏まえ、士幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、士幌町の他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)の水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた士幌町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、 農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型(個別経営体)

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、士幌町内の優良な経営事例を元に現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

営農 類型	経営規	模		生産方:	式		経営管理の方法	農業従事の態様等
	<作付面	積>		<機械施設装	備>			
	・ 馬鈴しょ	8.0	ha	・トラクター	3	台	・青色申告の実施	・休日、給料制の導入
	・ てん菜	8.5	ha	・プラウ	1	台	(複式簿記の記帳)	
	・小麦	8.0	ha	• 総合播種機	1	台		
	・小豆	2.0	ha	・ ビート移植機	1	台	・パソコンによる経営	
	・大豆	1.0	ha	・ ポテトプランター	1	台	管理の徹底。	
	・菜豆	1.0	ha	ホ° テトハーへ、スター	1	台		
	・スイートコーン	4.0	ha	じートハーへ、スター	1	台		
1				じーンハーへ、スター	1	台		
	経営面積計	33.0	ha	・ スプレヤ―	1	台		
畑				・ グレンドリル	1	台		<家族労働力>
作				· 八□-	1	台		・主たる従事者 1人
専				・ カルチベータ	1	台		・補助従事者 2人
業				· GPS	1	台		
				・フォークリフト	1	台		
				・農舎	2	棟		
				・ビニールハウス	1	棟		
				・ 農用トラック	1	台		
				・ ビーンスレッシャー	1	台		
				・ ブロードキャスター	1	台		
				・ 培土機	1	台		
				・サブソイラー	1	台		

営農 類型	経営規	模		生産方:	式		 経営管理の方法 	農業従事の態様等
	<作付面	面積>		<機械施設装備	i >			
	・ 馬鈴しょ	10.0	ha	・農舎	2	棟	・青色申告の実施	・休日、給料制の導入
	・ てん菜	11.0	ha	・ビニールハウス	3	棟	(複式簿記の記帳)	
	・小麦	12.0	ha	・ トラクター 135ps	4	台		
	・小豆	6.0	ha	• 総合播種機	1	台	・パソコンによる経営	
	・大豆	5.0	ha	・ ビート移植機	1	台	管理の徹底。	
2	・菜豆	2.0	ha	・ポテトプランター	1	台		
-	・スイートコーン	5.0	ha	ホ°テトハーへ、スター	1	台		
畑	・人参	2.0	ha	じートハーへ、スター	1	台		
作				・ スプレヤー	1	台		
''.	経営面積計	53.0	ha	・ハロー	1	台		<家族労働力>
野				・ グレンドリル	1	台		・主たる従事者 3人
菜				・ 農用トラック	2	台		・補助従事者 2人
複				・コンバイン	1	台		
合				・ カルチベータ	1	台		
"				・フォークリフト	1	台		
				· GPS	1	基		
				・培土機	1	台		
				・ ビーンハーベスター	1	台		
				・プラウ	1	台		
				・サブソイラー	1	台		
				・ ブロードキャスター	1	台		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法農業従事の態様等
3 酪農専業スタンチョ、	<作付面積> ・ 飼料作物 32.0 ha <飼養頭数> ・ 乳牛 140 頭 ・ 経産牛 85 頭	・ 育成牛舎 2 棟 ・ 乾草舎 1 棟 ・ 搾乳牛舎 1 棟 ・ 搾乳設備 1 式 ・ バンカーサイロ 10 棟 ・ バンクリーナー 70 頭用 ・ トラクター 2 台	 パソコンによる経営 管理の徹底 ・乳牛検定データの活用 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
ン 	<作付面積>	<機械施設装備>	
4 略	・ 飼料作物 70.0 ha <飼養頭数>	・ 育成牛舎・ 乾草舎・ 堆肥舎・ 堆肥舎	活用) ・パソコンによる経営
農専業フリーストール	· 乳牛 120 頭 · 経産牛 160 頭	・ ミルキングパーラー 20 頭用・ バルククーラー 1 台	・乳牛検定データの活用・コントラの活用〈家族労働力〉・主たる従事者 1人・補助従事者 3人・ヘノノパー

営農 類型	経営規模			生産方式	t		経営管理の方法	農業従事の態様	等
	<作付面積>			<機械施設装備	>				
	· 飼料作物 4.0	ha		農舎	1	棟	・青色申告の実施	・定期的な休日	
				肥育牛舎	11	棟	(複式簿記の記帳)		
				乾草舎	3	棟			
5	<飼養頭数>			堆肥舎	2	棟			
		頭		バンカーサイロ	2		理の徹底		
肉	. 37.3			堆肥盤	2	基			
4				飼料混合機	2	台			
専				トラクター 150ps	1	台		- <家族労働力>	
業				トラクター 130ps	2	台			1人
				トラクター 100ps	1	台			2人
肥				農用トラック	5	1 台		・従業員	
育				ショベルローダー	4	1 台		INC. N. S.	
)				モアコンディショナー	1	1 台			
				テッターレーキ	1	1 台			
				ロールベーラー	1	台			
				ベールラッパー	1	台			
				マニュアスフ゜レッター	1	台			
	 <作付面積>			く機械施設装備。					
		ha		育成牛舎	7	挿	・青色申告の実施	・定期的な休日	
	E-94-1 F1/2 5.0	Πū		乾燥舎	4	棟		足物的な作品	
6				堆肥舎	2	棟			
	<飼養頭数>			哺育舎	3		・パソコンによる経営管		
肉	・ 肉用牛 1,600	西西		堆肥版	3		理の徹底		
牛	- 闪州十 1,000	頭		自動給餌機	9	至台			
専				哺乳ロボット	8	台			
業				哺乳ロバット トラクター 120ps	1	台		<家族労働力>	
				農用トラック	3	台			1 1
育				長用 トノック ショベルローダー	3 4	台			1人 1人
成						台			1 人
)				₹₽コンディショナー	1 2	台		・従業員	
				ロールベーラー テッターレーキ	_				
					1	台台			
	 <作付面積>		_	ベールラッパー <機械施設装備	1				
		ha		育成牛舎	4	埔	・青色申告	・定期的な休日	
7	· 四种作物 3.0	IIa						・足翔的な外口	
'				肥育牛舎	6		・税理士による申告		
L	ノ合業品が			乾草舎	2		・パソコンによる経営管		
肉	<飼養頭数>	==		堆肥舎	2		理の徹底		
牛	・ 肉用牛 1,700	頭		哺育舎	1	棟			
専				飼料混合機	1	台			
業				トラクター 70ps	1	台			
				モアコンディショナー	1	台		/=#-W#! \	
				農用トラック	3	台		<家族労働力>	, ,
貫)				ショベルローダー	4	台			1人
				テッターレーキ	1	台			1人
				ロールベーラー	1	台		・従業員	
			•	自動給餌機	2	台			

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、第2で定める指標に準じる。ただし第1の4で、青年等の農業所得に関する目標を3で定める目標の6割程度としていることから、状況に応じて緩和する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受委託を含む。)の集積に関する目標を次のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、効率的かつ安定的な経営体における農用地の集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

目標値:100% 【※農地利用集積率 95.5% (令和3年3月末時点)】

本町においては、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲ある担い手への農用地の円滑な利用 集積を促進するため、円滑な農地流動化、優良農地の維持・確保、遊休農地発生の未然防止に努めてき ており、令和3年3月末現在で、農用地面積の約9割がこれら経営に利用集積されている。

農用地の利用集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本として、実質化された「人・農地プラン」に描かれた地域の将来像を実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、雇用労働の確保やスマート農業の導入による作業効率の向上、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、 それに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策の活用により、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

今後、地域農業の振興を図る上で重要な自然的経済的条件や営農条件の変化を見極めつつ、農用地の 農業上の利用の増進を図るため、引き続き、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、その 他の関係団体との連携の下に、担い手の育成・確保に関する取組の推進と併せて、地域における農用地 の利用調整活動をはじめ、各種対策を積極的に推進し、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確 保に努めるものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

士幌町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、士幌町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これらの各事業については、以下各個別事業ごとに述べる。
- 1 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発をした場合におけるその開発後の農用 地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに 掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の すべて)を備えることとなること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (工) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(工)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける 土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用する ため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められるこ と。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、

おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合 又は農業協同組合連合会等が事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31 第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移 転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号 に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を行う場合には、①の限りではない。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第3条で定める者は除く。)は次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において 備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関するの基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 士幌町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第 7 号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。
- ② 士幌町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めると

きに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農振法に基づく農地転用の許可の基準 に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に 関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るもので あること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 士幌町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 士幌町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間 又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期 間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き 農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画 は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30 日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は 移転を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ① 士幌町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)から利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、士幌町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 士幌町の区域の全部又は一部をその地区
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率 化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 士幌町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、士幌町農業委員会の決定を要しない。
- ② 士幌町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、士幌町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 士幌町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、士幌町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃 並びにその支払いの相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得され る使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算 出基準及び決済の方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の 移転の時期並びに移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い (持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林 水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を 受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による 権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (工) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

① 士幌町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が 20 年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続きの特例
 - ア 士幌町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、士幌町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地について共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を要請し、士幌町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。
 - イ 士幌町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共 有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を 有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示す るものとする。
 - ウ 公示の日から起算して6ヶ月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共 有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

士幌町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による 農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用 集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を士幌町公 報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

士幌町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を士幌町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

士幌町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 士幌町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の 行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 士幌町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 士幌町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示場への掲示により公告する。
- ④ 士幌町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。
- ⑤ 農業委員会は(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用賃借が解除された場合又は② の規定による農地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な 利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の 実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
 - (15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が農業者の意向や労働力、機械装備の 状況などに関連する情報を共有するともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の 他必要な農地流動化帯スカ卯を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用 改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

士幌町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助 長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものと する。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び 構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書 を士幌町に提出して、農用地利用規程について士幌町の認定を受けることができる。
- ② 士幌町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第 24 条 1 項に基づき意見を聴いた後、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①の工に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところ に従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 士幌町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を 定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する 事項
- ③ 士幌町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする ものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で 定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係 る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 士幌町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を士幌町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、士幌町に意見書を提出することができる。
- ④ 士幌町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に 掲げる要件に該当するとき、士幌町は(5)の①の認定を行う。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設 定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けること が確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用 地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除 く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中 間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行 規則(昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。)第 21 条の4 で定める使用及び 収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価 は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ② ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用 地利用規程を変更しようとするときは、士幌町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場

合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を士幌町に届け出るものとする。
- ③ 士幌町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で 定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内 における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該 農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的 な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 士幌町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 士幌町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の 促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

士幌町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件 の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措 置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

士幌町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入、ヘルパー制度・コントラクターの活用や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターである町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修や空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

士幌町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協 同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後 のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、 当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、 地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

- ③ 経営力の向上に向けた支援
- ①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。
 - ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての 習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、士幌町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

士幌町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、 以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 士幌町は、各種農業農村整備事業の導入による農業基盤整備を通じた土地条件整備を図る。
- イ 士幌町は、強い農業づくり事業等の活用により、農村工業の拡充、生産基盤の整備等を行い、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 士幌町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円 滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

士幌町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を目指す。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、士幌町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、士幌町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 士幌町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 士幌町、士幌町農業委員会、士幌町農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1. この基本構想は、平成6年11月1日から施行する。 附 則
- 1. この基本構想は、平成13年10月1日から施行する。 附 則
- この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
 附 則
- 1 この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。 附 則
- この基本構想は、平成24年10月3日から施行する。
 附 則
- この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。
 附 則
- 1 この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。附 則
- 1 この基本構想は、令和4年5月18日から施行する。

別紙1 (第5の1(1) 6関係)

- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地法政令(昭和 27 年政令第 445 号) 第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人、(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附 則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る)
- (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
- (ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を 含む。)
 - ···第5の1の(1)のアの(ア)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項
- (イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される 土地
 - ・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)

- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (4) 森林組合法 (昭和53年法律第36号) 第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合 (対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
 - 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
- (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される 土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすること が適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること
- 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農業近代化資金融通法政令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

る。)の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間は1年、3年、5年及び	1. 農地については、農地法第52条	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画	1. 農用地利用集積計画においては、
10年とする。ただし、利用権を設定	の規定により農業委員会が提供する	に定める日までに当該年に係る借賃	利用権設定等促進事業の実施により
する農用地において、1年、3年、5	地域の実勢を踏まえた賃借料情報等	の全額を一時に支払うものとする。	利用権の設定(又は移転)を受ける
年及び10年とすることが相当でな	を十分考慮し、当該農地の生産条件等		者は当該利用権に係る農用地を返還
いと認められる場合その他特別の事	を勘案して算定する。	2.1の支払いは、賃貸人の指定する	するに際し民法の規定により当該農
情があると認められる場合には、異な		農業協同組合等の金融機関窓口に振	用地の改良のために費やした金額そ
る存続期間とすることができる。	2. 採草放牧地については、その採草	り込むことにより、その他の場合は、	の他の有益費について償還を請求す
	放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の	賃貸人の住所に持参して支払うもの	る場合その他法令による権利の行使
2. 残存期間は、移転される利用権の	額に比準して算定し、近傍の借賃がな	とする。	である場合を除き、当該利用権の設
残存期間とする。	いときは、その採草放牧地の近傍の農		定者に対し名目のいかんを問わず、
	地について算定される借賃の額を基	3. 借賃を金銭以外のもので定めた場	返還の代償を請求してはならない旨
3. 農用地利用集積計画においては、	礎とし、当該採草放牧地の生産力、固	合には、原則として毎年一定の期日ま	を定めるものとする。
利用権設定等促進事業の実施により	定資産税評価額等を勘案して算定す	でに当該年に係る借賃の支払い等を	
設定 (又は移転) される利用権の当事	る。	履行するものとする。	2. 農用地利用集積計画においては、
者が当該利用権の存続期間(又は残存			利用権設定等促進事業の実施により
期間) の途中において解約しようとす	3. 開発して農用地とすることが適当		利用権の設定(又は移転)を受ける
る場合には、相手方の同意を要する旨	な土地については、開発後の土地の借		者が当該利用権に係る農用地を返還
を定めるものとする。	賃の水準、開発 費用の負担区分の割		する場合において、当該農用地の改
	合、通常の生産力を発揮するまでの期		良のために費やした金額又はその時
	間等を総合的に勘案して算定する。		における当該農用地の改良による増
			価額について当該利用権の当事者間

		で協議がととのわないときは、当事
4. 借賃を金銭以外の	のもので定めよう	者の双方の申し出に基づき、士幌町
とする場合には、そ0	の借賃は、それを	が認定した額をその費やした金額又
金額に換算した額が	が上記1から3ま	は増価額とする旨を定めるものとす
での規定によって算	算定される額に相	る。
当するように定める	ものとする。	
この場合において、	、その金銭以外の	
もので 定められる	る借賃の換算方法	
については、「農地法	去の一部を改正す	
る法律の施行につい	て」(平成 13 年	
3月1日付け12経営	営第 1153 号農林	
水産事務次官通知) 第	第6に留意しつつ	
定めるものとする。		

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権 又は使用貸借による権利 に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧	Iの③に同じ。	I の④に同じ。
	利用形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。		

2. 農業用施設用地については、その 農業用施設用地の近傍の農業用施設 用地の借賃の額に比準して算定し、近 傍の借賃がないときは、その農業用施 設用地の近傍の用途が類似する土地 の借賃の額、固定資産税評価額等を勘 案して算定する。	
3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3 と同じ。	

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ	作目等毎に、農業の経営の受託に係る	Iの③に同じ。	I の④に同じ
	販売額(共済金を含む。)から農業の	この場合において I の③中「借賃」	
	経営の受託に係る経費を控除するこ	とあるのは「損益」と、「賃借人」と	
	とにより算定する。	あるのは「委託者(損失がある場合に	
		は受託者という。) 」と読み替えるも	
		のとする。	

2.1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	
土地の種類及び農業上の利用目的	農用地利用集積計画に定める所有	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。	
毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常	権の移転の対価の支払期限までに所	ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の	
の取り引き (農地転用のために農地を	有権の移転を受ける者が所有権の移	支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に	
売却した者が、その農地に代わるべき	転を行う者の指定する農業協同組合	基づく法律関係は失効するものとする。	
農地の所有権を取得するため高額の	等の金融機関の窓口に振り込むこと	なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の	
対価により行う取引その他特殊な事	により、又は所有権の移転を行う者の	取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。	
情の下で行われる取引を除く。) の価	住所に持参して支払うものとする。		
格に比準して算定される額を基準と			
し、その生産力等を勘案して算定す			
る。			